

府政共生569号
26文科初第437号
雇児発0702第1号
平成26年7月2日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

前川喜平

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

石井淳子

(印影印刷)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律施行規則の公布について（通知）

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号。以下「施行令」という。）の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「旧施行規則」という。）の全部を改正し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「新施行規則」という。）として本日公布いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

新施行規則の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 総則（第1条から第3条まで関係）

（1）保育機能施設に含まれない施設（第1条関係）

法における用語の定義として「保育機能施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいうが、以下の施設は含まれないこと。なお、新施行規則第1条においては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）による改正後の児童福祉法の規定ぶりを踏まえ、所要の改正をしているが、内容については旧施行規則第1条と同様である。

- ① 1日に保育する子どもの数が5人以下の小規模施設
- ② 事業所内保育施設
- ③ 事業者が顧客のために設置する施設
- ④ 親族間の預かり合い
- ⑤ 半年を限度に臨時に設置される施設

(2) 子育て支援事業（第2条関係）

法における「子育て支援事業」とは、以下の事業をいうものであること（なお、第2条においては、整備法による改正後の児童福祉法の規定ぶりを踏まえ、所要の改正をしているが、内容については旧施行規則第2条と同様である）。

- ① 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業
- ② 家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業
- ③ 保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- ④ 子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業
- ⑤ 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

また、認定こども園では、幼保連携型認定こども園も含め、これらの子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育の需要に照らして必要と認められるものを行う必要があるが、実施に当たっては、以下の事項に留意して実施されたい。

- ・ 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- ・ 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもの保護等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- ・ 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

2. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等（第3条から第9条まで関係）

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権者（第3条関係）

認定こども園は、教育及び保育を一体的に提供する機能を備える施設であることから、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定は、地方公共団体において教育及び保育の双方を統括する都道府県知事が行うことを原則としていること。ただし、以下の場合には、教育及び保育の双方を教育委員会が統括していると考えられることから、都道府県の教育委員会が認定その他の法に基づく都道府県知事の権限を行うものであること。なお、この取扱いについては、旧施行規則第3条と同様である。

① 保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県の教育委員会に委任している場合

② 保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県の教育委員会の職員が補助執行していることその他の当該都道府県における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県の教育委員会が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を行うことが適当と認めてその旨を定めた場合

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請者の欠格事由とならない認定の取消しと認められるもの（第4条関係）

法第3条第5項第4号ニにおいて幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請者の欠格事由として、法第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるときと規定されているが、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除くこととされている。この主務省令として定める場合として、都道府県知事（認定こども園の認定を都道府県の教育委員会が行う場合にあつては、都道府県の教育委員会）が、法第30条第2項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとしたこと（法第3条第5項第4号ホただし書においても同様）。なお、ここでいう組織的関与とは、役員等からのメール、電話等による指示などに基づくものであると認められるものをいう。

(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請者の欠格事由となる認定の取消しを受けた申請者と密接な関係を有する者（第5条関係）
法第3条第5項第4号ホにおいて幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請者の欠格事由として、申請者と密接な関係を有する者が法第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるときと規定されている。その申請者と密接な関係を有する者として、

- ① 申請者の親会社等であって、以下に該当する者
 - ・申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者
 - ・申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
 - ・申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
 - ・申請者の事業の方針の決定に関して、これらの者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- ② 申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者であって、以下に該当する者
 - ・申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える者
 - ・申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - ・申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - ・事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力がこれらの者と同等以上と認められる者
- ③ 申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者であって、以下に該当する者
 - ・申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える者
 - ・申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - ・申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - ・事業の方針の決定に関する申請者の支配力がこれらの者と同等以上と認められる者

のいずれかであって、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であり、かつ、認定こども園の設置者であることとしたこと。なお、ここでい

う「重要な事項に係る意思決定に関与」とは、例えば、取締役会に出席し、賛否を表明している場合等が考えられること。

(4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の協議手続（第6条関係）

都道府県知事が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしようとするときは、法第3条第6項の規定により、当該認定に係る施設が所在する市町村の長に協議することとなるが、その際の手続として、法第4条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を市町村の長に提出してするものとしたこと。

(5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしないことができる場合（第7条関係）

法第3条第7項に規定されているとおり、認定の申請があったときは、都道府県が条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請者が同条第5項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、認定をするものとされ、認定をすることによって都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県計画」という。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に限り、例外的に認定をしないことができることとされている。

この例外的に認定をしないことができるのは、

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる子どもについて、供給量である都道府県計画において定める区域における特定教育・保育施設（市町村子ども・子育て支援計画（以下「市町村計画」という。）に基づき整備をしようとするものを含む。）の利用定員（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認に係る利用定員をいう。以下（5）中において同じ。）の総数（認定こども園の認定の申請に係る施設の事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下「申請施設事業開始年度」という。）に係るものに限る。）及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものをいい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあつては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事が定める数とする）の合計数が、需要量である都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に既に達しているか、又は認定をすることによってこれを超えることになると認める場合（第1項第1号）
- ② 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる子どもについて、供給量である都道府県計画において定める区域における特定教育・保育施設（市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものに限る。）が、需要量である都

道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に既に達しているか、又は認定をすることによってこれを超えることになることを認める場合（第1項第2号）

- ③ 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる子どもについて、供給量である都道府県計画において定める区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（市町村計画に基づき整備をしようとするものを含み、特定地域型保育事業所のうち事業所内保育事業所にあつては労働者等の監護する子どもに係る部分を除く。）の利用定員（の総数（申請施設事業開始年度に係るものに限る。）が、需要量である都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に既に達しているか、又は認定をすることによってこれを超えることになることを認める場合（第1項第3号）

としたこと。

さらに、既設の保育所又は幼稚園が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に移行しようとする場合には、需要量である必要利用定員総数に、都道府県計画において定める区域において実施しようとする教育又は保育の提供体制の確保に必要な数（以下「都道府県計画で定める数」という。）を加えた上で、①～③を適用するものとしたこと（第2項）。

したがって、保育所又は幼稚園が認定こども園に移行しようとする場合の認定申請については、当該認定をすることによって需要量である必要利用定員総数に都道府県計画で定める数を加えて得た数を超えることになることを認めるときに限り、都道府県計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として、認定をしないことができ、それ以外のときは法第3条第7項に基づき認定しなければならないものであること。

なお、都道府県計画で定める数とは、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）第三の四の2（二）（2）ウに規定する、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分に配慮し、保育所又は幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定した都道府県計画で定める数のことであり、幼稚園及び保育所の意向等を的確に把握した上で、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県計画で定める数を調査審議するなど、その設定に透明性が図られるよう留意すること。

- (6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定申請書記載事項として主務省令で定める事項（第8条関係）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けようとする者は、

法第4条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、都道府県知事に提出することとなるが、この申請書記載事項として法第4条第1項第5号として主務省令で定める事項は、以下の事項としたこと。なお、一部改正法による改正後の法の規定ぶりや施行令の規定ぶりを踏まえ、所要の改正をしているが、内容については旧施行規則第4条と同様である。

- ① 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別
 - ② 認定こども園の名称
 - ③ 認定こども園の長（認定こども園の事業を管理する者をいう。）となるべき者の氏名
 - ④ 教育又は保育の目標及び主な内容
 - ⑤ 第2条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの
- (7) 保育所型認定こども園の有効期間の更新に係る手続（第9条関係）
- 保育所型認定こども園については、都道府県知事が認定の際に、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において有効期間を定めるものとされており、当該有効期間の更新を受けようとする場合、
- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
 - ② 施設の名称及び所在地
- を記載した申請書を、認定の有効期間が満了する日の30日前までに都道府県知事に提出することとしたこと。なお、今般の全部改正に伴う所要の改正をしているが、内容については旧施行規則第5条と同様である。

3. 幼保連携型認定こども園の職員の資格等（第10条から第14条まで関係）

- (1) 幼保連携型認定こども園に置かれる講師（第10条関係）

幼保連携型認定こども園に置かれる講師は、常時勤務に服しないことができること。
- (2) 幼保連携型認定こども園に置かれる用務員（第11条関係）

幼保連携型認定こども園に置かれる用務員は、幼保連携型認定こども園の環境の整備その他の用務に従事する者であること。
- (3) 幼保連携型認定こども園の園長の資格（第12条関係）

幼保連携型認定こども園の園長の資格は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、及び、第12条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上あるものとしたこと。
- (4) 幼保連携型認定こども園の園長の資格の特例（第13条関係）

幼保連携型認定こども園の園長は、第12条の規定によるもののほか、幼

保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、同条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めた者については、園長として任命し、又は採用することができることとしたこと。なお、同等の資質を有することについては、その人格や教育、保育についての熱意、識見、能力、経験等を勘案した上で、幼保連携型認定こども園の設置者の判断によるものとなるが、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者などが該当しうるものと考えられる。なお、幼稚園教諭の二種免許状を有する者については、単に有しているだけではなく、上記のような者である場合には、同等の資質を有すると判断して差し支えない。

(5) 幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格（第14条関係）

幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格は、園長の資格に係る規定である第12条及び第13条を準用するものとしたこと。

4. 幼保連携型認定こども園の認可等（第15条から第23条まで関係）

(1) 幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等（第15条関係）

法第16条又は第17条第1項に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、以下の事項を記載した書類及び法第13条第1項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならないこと（第1項）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ⑤ 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（以下「園則」という。）
- ⑥ 経費の見積り及び維持方法
- ⑦ 開設の時期

また、上記の事項（指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）を除く市町村にあつては①及び⑥を除く）を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（指定都市等の区域名に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に届け出なければならないこと（第2項）。

この際、⑤の園則の変更については、第16条に掲げる必要的記載事項を変更する場合に限り、届出の対象としたこと（第3項）。

なお、分園を設置しようとするときは、第16条に掲げる園則の必要的記載事項である「利用定員及び職員組織に関する事項」等についての変更が生じるのが通例であるため、第15条第2項及び第3項の規定に基づき、あらかじめ、都道府県知事(指定都市等の区域名に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に届け出をすること(分園の廃止をしようとするときについても同様である)。

(2) 幼保連携型認定こども園の園則の必要的記載事項(第16条関係)

第15条第1項第5号の園則の記載事項は、少なくとも以下の事項としたこと。なお、以下の事項以外の事項であっても、設置者の判断で任意に園則に記載することは可能であること。

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項
- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

(3) 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出(第17条関係)

法第16条又は第17条第1項に基づく幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、以下の事項(休止の認可の申請又は届出の場合は、①～③)を記載した書類を添えてしなければならないこと。

- ① 廃止又は休止の理由
- ② 園児の処置方法
- ③ 廃止の期日及び休止の予定期間
- ④ 財産の処分

(4) 幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出(第18条関係)

法第16条又は第17条第1項に基づく幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関係する者が連署(新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署は不要)して、変更前及び変更後の第15条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならないこと。

(5) 幼保連携型認定こども園の認可の申請者の欠格事由とならない認可の取消しと認められるもの（第19条関係）

法第17条第2項第3号において幼保連携型認定こども園の認可の申請者の欠格事由として、法第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるときと規定されているが、ただし書きとして、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、第3号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除くこととされている。この主務省令として定める場合として、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園は当該指定都市等の長）が、法第19条第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園が有していた責任の程度を確認した結果、当該幼保連携型認定こども園の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとしたこと（法第17条第2項第7号ハにおいても同様とする）。なお、ここでいう組織的関与とは、役員等からのメール、電話等による指示などに基づくものであると認められるものをいう。

(6) 幼保連携型認定こども園の認可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日の通知（第20条関係）

法第17条第2項第5号において幼保連携型認定こども園の認可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日を通知するときは、法第19条第1項の規定による検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとしたこと。

(7) 幼保連携型認定こども園の認可の協議手続（第21条関係）

都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）が幼保連携型認定こども園の認可をしようとするときは、法第17条第5項の規定により、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議することとなるが、その際の手続として、第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を市町村の長に提出してするものとしたこと。

(8) 幼保連携型認定こども園の認可をしないことができる場合（第22条関

係)

法第17条第6項に規定されているとおり、幼保連携型認定こども園の認可の申請があったときは、都道府県（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等）が条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請者が同条第2項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、認可をするものとされ、認可をすることによって都道府県計画（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の市町村計画。以下同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に限り、例外的に認可をしないことができることとされている。

この例外的に認可をしないことができるのは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認可をしないことができる場合と同様としたこと。さらに、その適用に当たり、幼稚園又は保育所が幼保連携型認定こども園に移行しようとする場合には、必要利用定員総数に都道府県計画で定める数を加えることも、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の取扱いと同様としたこと。これらについては、2.（5）と同様、基本指針に則った都道府県計画の策定を前提に、認可をすることによって需要量である必要利用定員総数に都道府県計画で定める数を加えて得た数を超えることになると認めるときに限り、例外的に認可をしないことができ、それ以外のときは法第17条第6項に基づき認可をしなければならないものであること。

5. 幼保連携型認定こども園の評価（第23条から第25条まで関係）

（1）幼保連携型認定こども園の自己評価（第23条関係）

法第23条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。この評価の一つとして、自己評価を行い、その結果を公表するものとする（第1項）。この評価に当たり、設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとしたこと（第2項）。

（2）幼保連携型認定こども園の関係者評価（第24条関係）

法第23条の規定による評価の一つとして、自己評価の結果を踏まえ、幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の関係者（当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めることとしたこと。

（3）幼保連携型認定こども園の第三者評価（第25条関係）

法第23条の規定による評価の一つとして、定期的に外部の者による評価

を受けて、その結果を公表するよう努めることとしたこと。

6. 学校教育法施行規則及び学校保健安全法施行規則の準用（第26条及び第27条関係）

(1) 学校教育法施行規則の準用（第26条関係）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第25条、第27条、第28条第1項及び第2項前段、第48条、第49条、第59条、第60条並びに第63条の規定について、所要の読替を行った上で幼保連携型認定こども園に準用することとしたこと。

(2) 学校保健安全法施行規則の準用（第27条関係）

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第1条、第2条、第5条第1項、第6条第1項（第8号を除く。）及び第2項、第7条第1項から第4項まで及び第6項から第9項まで、第8条第1項、第3項及び第4項本文、第9条第1項（第5号を除く。）、第10条から第24条まで、第28条並びに第29条の規定について、所要の読替を行った上で幼保連携型認定こども園に準用することとしたこと。この際、以下の事項について留意すること。

- ① 第2条の規定による日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならないものとして、園児への食事の提供の際に用いる食器等も含まれること。
- ② 第5条の園児の健康診断については、入園時及び毎年度2回行う（うち1回は6月30日までにを行う）こと。この取扱いを原則とするが、例えば、特定の年齢の乳児・幼児に対して、地方公共団体の独自の取組により、第27条で準用する学校保健安全法施行規則で定める検査の項目等と同等の健康診断が行われ、当該乳児・幼児が園児として在籍している幼保連携型認定こども園とその結果が共有され、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育や園児の健康管理に活用することができるような場合については、当該健康診断を幼保連携型認定こども園で行う健康診断とみなす取扱いも可能とすること。
- ③ 第8条第3項の規定により、幼保連携型認定こども園の園児が他の幼稚園、保育所又は認定こども園に転園した場合には、当該施設の長に健康診断票を送付すること。

7. 認定こども園に関する情報の提供等（第28条及び第29条まで関係）

(1) 法第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要の変更の届出（第28条関係）

法第28条の規定により、都道府県知事は、認定こども園において提供さ

れるサービスを利用しようとする者に対し、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、法第4条第1項各号に掲げる事項及び当該認定こども園における教育保育概要を周知することとされている。これらの周知された事項について、認定こども園の設置者が変更しようとするときは、法第29条第1項の規定により、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととされているが、以下のような軽微な変更については、この届出の対象から除かれるものであること。なお、一部改正法による改正後の法の規定ぶりを踏まえ、所要の改正をしているが、内容については旧施行規則第6条と同様である。

- ① 「保育を必要とする子どもに係る利用定員」（法第4条第1項第3号）
又は「保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員」（法第4条第1項第4号）の変更のうち都道府県知事が定める範囲内で行われる若干名の変更（幼保連携型認定こども園の利用定員、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。）
 - ② 教育保育概要として周知された事項のうち都道府県知事が定める事項の変更
- (2) 法第30条第1項の規定による報告の方法等（第29条関係）

都道府県知事が、認定こども園の運営状況を的確に把握できるよう、認定こども園の設置者は、毎年、都道府県知事が定める日までに、以下に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないこと。なお、一部改正法による改正後の法の規定ぶりを踏まえ、所要の改正をしているが、内容については旧施行規則第7条と同様である。

- ① 報告年月日の前日において在籍している保育を必要とする子どもに係る利用定員（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者の数に区分するものとする。）及び保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者の数に区分するものとする。）
- ② 当該認定こども園が法第3条第1項又は第3項の都道府県の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項
- ③ 教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

8. 幼保連携型認定こども園の指導要録（第30条関係）

幼保連携型認定こども園の園長は、当該幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本）を作成しなければならないこと（第1項）、園児が小学校へ進学した場合には、指導要録の抄本又は写しを作成し、進学先の小学校の校長へ送付しなければならない

ないこと（第2項）、園児が幼稚園、保育所又は他の認定こども園に転園した場合においては、指導要録の写し（当該園児が転園してきた園児である場合については、転園により送付を受けた指導要録（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本（指導要録）の写しを含む。）を作成し、転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園（幼保連携型認定こども園も含む）の長に送付しなければならないこと（第3項）。

また、指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、保存期間を20年間とし、施行令第8条の規定により、幼保連携型認定こども園廃止後に都道府県知事等が指導要録を保存する場合には、当該幼保連携型認定こども園において保存していた期間を控除した期間保存するものとしたこと。

9. 幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則（第31条関係）

法、施行令及び新施行規則の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手續その他の細則については、都道府県知事（指定都市等の区域名に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものは除く。）については、当該指定都市等の長）において定めるものとしたこと。

10. 附則関係

(1) 施行期日（附則第1条関係）

一部改正法の施行の日から施行することとしたこと。

(2) みなし認可を受けない場合の別段の申出の方法（附則第2条関係）

一部改正法附則第3条第1項の規定により、国及び地方公共団体以外の者が設置する旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園で幼稚園及び保育所から構成されるもの）については、一部改正法の施行日に、法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされることとなるが、当該旧幼保連携型認定こども園の設置者が、一部改正法の施行日の前日までに、一部改正法附則第3条第1項ただし書の別段の申出をした場合には、このみなし認可を受けることなく、認定こども園の認定が失効し、幼稚園及び保育所に戻るものとなる。この別段の申出の方法として、法第4条第1項第1号（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）及び第2号（施設の名称及び所在地）に掲げる事項並びに新施行規則第8条第2号に掲げる事項（認定こども園の名称）を記載した申出書を都道府県知事（指定都市等の区域名に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に提出して行うものとしたこと。

(3) 国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人以外の者が幼保連携型認定こども園を設置する場合に必要とされる要件（附則第3条関係）

一部改正法附則第4条第1項の規定により、一部改正法の施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であって、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人以外の者は、当分の間、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することが可能であるが、その場合には以下の要件を必要とすることとしたこと。

① 当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあること

② 廃止する幼稚園の数と設置する幼保連携型認定こども園の数が同一の数以下であること

(4) 学校教育法施行規則の一部改正（附則第4条関係）

第30条第3項の規定により、幼保連携型認定こども園の園児が転園した場合において、指導要録の写しを転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付する扱いとなることを踏まえ、学校教育法施行規則第24条第3項の規定による幼稚園の園児が転園した場合においても、転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園（幼保連携型認定こども園も含む）の長に送付することとしたこと。

(5) 学校保健安全法施行規則の一部改正（附則第5条関係）

第27条の規定より、幼保連携型認定こども園について読み替えて準用する学校保健安全法施行規則第8条第3項の規定により、幼保連携型認定こども園の園児が幼稚園、保育所又は他の認定こども園に転園した場合においては、当該園児の健康診断票を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付する扱いとなることを踏まえ、学校保健安全法施行規則第8条第3項の規定による幼稚園の園児が転園した場合においても、転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園（幼保連携型認定こども園も含む）の長に送付することとしたこと。

また、第27条の規定より、幼保連携型認定こども園について読み替えて準用する学校保健安全法施行規則第15条第2項の規定により、幼保連携型認定こども園の職員が、その幼保連携型認定こども園の設置者が管理する幼保連携型認定こども園から他の学校又は幼保連携型認定こども園へ異動した場合においては、当該職員の健康診断票を異動後の学校又は幼保連携型認定こども園の設置者へ送付する扱いとなることを踏まえ、学校保健安全法施行規則第15条第2項の規定による学校の職員がその学校の設置者が管理する学校又は幼保連携型認定こども園へ異動する場合においても、当該職員の健康診断票を異動後の学校又は幼保連携型認定こども園の設置者へ送付することとしたこと。

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料)：施行規則の条文（官報掲載版）

本件担当：

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-5253-2111（代表）内線 45957

FAX：03-3581-2521

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 3761

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7920

FAX：03-3595-2674